

第10章 施策の実施計画

第1節 施策の実施計画

第6章保存管理、第7章活用、第8章整備、第9章運営・体制、それぞれについて、計画的に取り組むために、本計画策定後の令和5年度中から5年単位の短期・中期・長期に分けて、整理をする。総括表を表10-1に示す。

1. 短期的計画（令和5～9年度）

保存管理 A地区民有地の公有化。B地区の追加指定→A地区の増。C地区における遺構調査→新発見古墳を含む筆のB地区への昇格。B4地区の坊主山古墳の追加指定。全国の類例を探索し調査研究を深める。

活用 小中学校、高等学校、大学の学校教育の場における普及事業の開催。各種団体・高校生会などの生涯学習の場における普及事業の実践。企画展やシンポジウム、グッズやキャラクター商品のラインナップ。地域協働によるイベントの継続。SNSを通じた周知。

整備 樹木伐採、景観・眺望の回復。史跡整備検討委員会の開催。史跡磯浜古墳群整備基本計画の策定。追加調査。

運営・体制 文化財専門の正規職員1名を新規採用し、専門職員2名体制に。専門家からの指導助言の継続。庁内・諸団体諸機関・町民との連携・協働の促進。

2. 中期的計画（令和10～14年度）

保存管理 追加A地区民有地の買上。B地区の追加指定→A地区の増。C地区における遺構調査→新発見古墳を含む筆のB地区への昇格。全国の類例を探索し調査研究を深める。

活用 短期的計画と同様。

整備 樹木伐採、景観・眺望の回復。史跡整備検討委員会の開催。史跡磯浜古墳群整備実施計画の策定。追加調査。史跡整備事業。周辺整備事業。**第一期磯浜古墳群歴史公園開園**。考古学博物館建設基本計画の策定。

運営・体制 文化財専門の正規職員2名体制の継続。専門家からの指導助言の継続。庁内・諸団体諸機関・町民との連携・協働の促進。

3. 長期的計画（令和15～19年度）

保存管理 追加A地区民有地の買上。B地区の追加指定→A地区の増。C地区における遺構調査→新発見古墳を含む筆のB地区への昇格。全国の類例を探索し調査研究を深める。

活用 短期的計画と同様。

整備 史跡整備検討委員会の開催。第二期開園へ向けた整備事業や周辺整備事業。考古学博物館建設実施設計の策定。史跡整備検討委員会の開催。

運営・体制 文化財専門の専門職員2名体制を維持。専門家からの指導助言の継続。庁内・諸団体諸機関・町民との連携・協働の促進。

第2節 実施計画の総括表

	項目	短期的計画 (令和5～令和9年度)	中期的計画 (令和10～令和14年度)	長期的計画 (令和15～令和19年度)
保存 管理	史跡の公有化	既存のA地区	新A地区の公有化	
	追加指定		B地区の中から追加指定	
	新規古墳の範囲確認調査		C地区を中心にB地区も	
	C地区内新発見古墳を含む筆の、B地区への移行			
	国史跡・重要文化財指定	B4坊主山古墳の追加指定	日下ヶ塚古墳副葬品の重要文化財指定	
	全国の類例を探索、調査研究を深める			
活用	学校教育	小中学校、高等学校、大学における普及事業の開催		
	生涯学習	各種団体・高校生会などの普及事業の実践		
	企画展・シンポジウム	学術面、調査研究成果の公表、年1回程度、夏・冬開催		
	グッズ・キャラクター商品	毎年度開発、イラストレーターやクラフト作家との連携		
	地域協働イベント	毎年度、開催を継続		
	SNS	Facebook・Xアカウントを継続		
整備	景観・眺望の回復	樹木の伐採・剪定		
	委員会による審議	史跡整備検討委員会	考古学博物館建設検討委員会	
	各種計画の審議・策定	保存活用計画 史跡整備基本計画	史跡整備実施計画 博物館建設基本計画	博物館建設実施計画
	史跡整備		第Ⅰ期工事	第Ⅰ期開園 第Ⅱ期工事
運営・体制	大洗町の体制	文化財専門正規職員の採用	文化財専門正規職員2名体制の維持	
	専門家指導助言	考古学（弥生～古墳時代）の専門家からの指導体制の継続		
	連携・協働	庁内・諸団体・諸機関・町民との連携・協働の促進		

表10-1 実施計画総括表

第 3 節 計画の更新・見直し

本保存活用計画は、令和 5 年度から令和 19 年度までを計画期間とする。この計画期間が終了した場合は、その時点の状況を踏まえ計画を更新するものとする。

なお、本計画は長期間に及ぶものであるため、指定状況や公有化の進捗、体制の変化や社会情勢等による変化が予想される。その場合は、必要に応じて、計画を見直すものとする。